平成○○年度　生計困難者に対する相談支援事業　事業計画書

＜第１年度・サンプル＞

社会福祉法人　○○○会

１　はじめに

　　本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

　　この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要

　とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、

　援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。

　　そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要

　なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済

　的援助を行う。

２　総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の配置並びに

　総合生活相談活動

　　本事業を実施するために、本会に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイ

　ルサポーター）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決

　に努める。

３　経済的援助

　　援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員

　（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、

　施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーや

　スマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

４　研修会等への参加

　　総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術

　の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

　　①コミュニティソーシャルワーカー養成研修会

　　②コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会

　　③相談援助技術研修会（事例検討会）

　　④その他、本事業実施にあたり必要な研修会

平成○○年度　生計困難者に対する相談支援事業　事業計画書

＜第２年度・サンプル＞

社会福祉法人　○○○会

１　はじめに

　　本会は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

　　この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要

　とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、

　援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。

　　そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要

　なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済

　的援助を行う。

２　総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）の配置並びに

　総合生活相談活動

　　本事業を実施するために、本会に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイ

　ルサポーター）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決

　に努める。

３　経済的援助

　　援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員

　（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談内容に関する資料を作成し、

　施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーや

　スマイルサポーター）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

４　研修会等への参加

　　総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカーやスマイルサポーター）は、相談援助技術

　の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

　　①コミュニティソーシャルワーカー養成研修会

　　②コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会

　　③相談援助技術研修会（事例検討会）

　　④その他、本事業実施にあたり必要な研修会